附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の特定建設資材に係る分別解体等に関する省令別記様式第一号による届出書の記載事項に変更があった場合におけるこの省令による改正後の特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第二条第二項の規定による届出書の様式については、なお従前の例による。

国土交通省・環境省令第一号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第九条第二項の規定に基づき、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月九日

国土交通大臣　前原　誠司

環境大臣　小沢　鋭仁

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年環境省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「及び第四項本文」を「、第四項本文及び第五項本文」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項ただし書」を「第三項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（対象建設工事に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第二条第四項の規定は、この省令の施行の際既に着手している対象建設工事については、適用しない。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３３１号

埼玉県川口市並木４丁目９―22―303

債務者　成田　　智

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽根　　翼
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９８号

東京都港区虎ノ門５丁目８―11―201

債務者　菅原　裕之

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　保晴
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５４号

東京都国分寺市西町１丁目24―24

債務者　稲葉　雅之

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　引田　紀之
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５５号

静岡県御殿場市茱萸沢561―５―Ｂ―101

債務者　三木　威人

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　引田　紀之
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５６号

愛知県一宮市千秋町一色字海戸９

債務者　安田京美こと　安　　京順

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本林健一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５７号

静岡県三島市壱町田247―３―Ⅱ―202

債務者　鈴木　宏幸

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　正広
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５８号

静岡県三島市壱町田247―３―Ⅱ―202

債務者　鈴木　千和

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　正広
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６０号

千葉県千葉市若葉区都賀３丁目17―５　戸村第２ハイツ302

債務者　沢中　茂美（旧姓西賀）

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　正広
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６１号

栃木県芳賀郡益子町大字下大羽576

債務者　大島　正雄

1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本林健一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
東京地方裁判所民事第20部